

地球温暖化対策の拡充と広域連携の推進について

東海部会提出
説明担当 安城市

(理由)

地球温暖化対策については、京都議定書に続く 2020 年以降の新たな国際的な枠組みを決める国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議（C O P 21）が平成 27 年 12 月にパリで開催され、条約締結の全 196 か国・地域が参加して、温室効果ガスの排出削減のみならず、適応策や途上国への支援策等を盛り込んだ法的拘束力のある「パリ協定」が採択され、歴史的転換点を迎えようとしている。

地方自治体においては、「地球温暖化対策実行計画」に従い、すでに省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入促進、次世代自動車の普及促進など温室効果ガスの削減に資する施策に取り組んでいるところである。

今般、こうしたパリ合意を契機とする国際社会の新たな潮流を受け、国内の地域レベルにおいても省エネルギー対策及びエネルギーの地産地消などを通じた温室効果ガスの大幅削減や気候変動への適応が求められている。

そこで、地球温暖化対策が新局面を迎える中で、地方自治体が行う温室効果ガスの削減に資する施策を拡充し、持続可能な「低炭素社会」の実現を目指すために、下記の取組みについて国に対し強く要望する。

記

温室効果ガスの大幅削減に向けて、地方自治体が行う地域における再生可能エネルギーの普及とエネルギーの効率的利用を促す取組みへの支援を拡充・強化するとともに、官民共同による施策の推進、並びに地球温暖化対策の実効性を高めるため、複数の地方自治体が共通の目標を掲げ、その達成のために連携して取り組む各種施策の推進に対して、必要な支援を行うこと。